

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）	
①合目的性・公平性・効果性	施設については、利用団体登録を行った団体に対して無料で部屋の貸出を行っている。広報についても、福祉プラザ通信等を用いた周知を図るなど、新たな事業対象者の掘り起こしに向けた努力がなされている。
(2)業務内容	
①機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）	「鹿屋市ふれあい健康福祉まつり」を市と共催するなど、市民福祉の向上に向けて積極的な事業の展開が図られている。また、福祉体験出前講座やボランティア体験学習など、様々なニーズに合わせた事業を行っている。今後も、事業を実施する新たな利用者の確保や利用団体間の連絡調整等、団体の特性を生かして施設の機能・強みを生かした取組を行う必要がある。
②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）	社会福祉協議会の組織体制の下、繁忙時には応援体制を整えており、業務が円滑に実施できるよう、適正に運営されている。
③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）	専用の口座を設けるとともに会計ソフトを用いて独立した会計処理を行うなど、おむね適正に運営されている。 また、事務室内にシュレッダーを設置し、個人情報の管理を適切に行っている。
④安全性（安全管理・緊急時等の対応）	市民交流センターが合同で実施する消防訓練（5月・11月）に参加するとともに、自衛消防隊の設置や緊急連絡網の整備など、事故発生等の緊急時には適切に対応できるよう整えている。一方、危機対応マニュアルについては未整備となっている。
⑤社会性（環境等への配慮）	社会福祉法人として、長年本市の福祉行政に寄与している。また、環境への配慮や経費節減、効率的運営のための意識付けがなされている。
(3)事業収支	
①経済性	令和5年度の収支は550千円（前年比較△2,975千円）となっている。これは、人件費の減少及び入浴サービスの廃止に伴う事業費の減少が主な要因である。管理事務の一部（設備点検業務）を他プラザと共同で委託することにより、効率的な経費の執行を行っている。
(4)団体の経営状態	
①経営の健全性	社会福祉協議会は、運営や事業受託などにおいて行政との関連も深く、関係部署の指導を受けていることから、利益を追求しない公共的な団体として指定管理業務を含めて健全な経営が行われていると判断される。

施 設 概 要 調 書

1 施設の概要

施設名	鹿屋市市民交流センター福祉プラザ		所管課：福祉政策課
所在地	鹿屋市大手町1番1号		設置年月日：平成19年4月1日
設置目的	高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が、健康でいきいきと自立した生活を営み、社会参加活動を行うために、誰もが交流を深めることができる地域福祉活動の拠点とすることを目的とする。		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市市民交流センター条例 鹿屋市市民交流センター条例施行規則		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	11,534.08㎡
		延床面積	1,168.52㎡
		《無料》相談室、談話室、ボランティア室、浴場、和室、休憩室、ほか付帯設備	
	事業概要	(1) 福祉関係団体との連絡調整 (2) 福祉の情報提供 (3) 福祉活動の推進のための施設の提供 (4) 施設の維持管理	

2 経営分析評価指標

①事業収支	551千円	④外部委託費比率	31.1%
②利用料金比率	0.0%	⑤利用者あたり管理運営コスト	548.0円/人
③人件費比率	41.9%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	581.9円/人

※ 少数点第2位四捨五入

3 運営状況

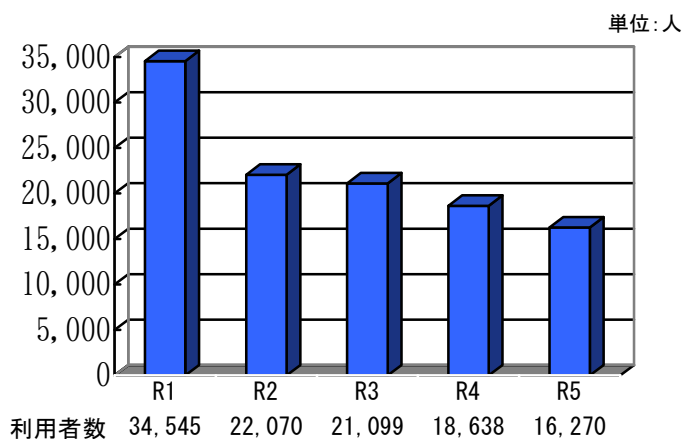
項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	360日	359日（※）
開館時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時

※台風6号接近のため8月9日（1日間）が休館となった。

4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
延べ利用者数	25,000人	16,270人（対前年度△2,368人）

【福祉プラザ（全体）の延べ利用者数の推移】



5 事業収支

(単位:千円)

項目		実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
貸し室等利 用収入	会議室1		
	会議室2		
	会議室3		
	計		
その他料金収入			
自主事業収入			
指定管理料		9,467	9,467
その他収入			
収入計(A)		9,467	9,467
人件費		3,743	3,735
修繕費		300	319
管理費		3,454	3,200
事業費		1,587	1,248
その他(租税公課)		383	414
(上記のうち委託料)		(2,727)	(2,774)
支出計(B)		9,467	8,916
収支(A)-(B)		0	551

指定管理者自己評価表

令和 6 年 6 月 4 日

指定管理者 社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会

施 設 名 鹿屋市市民交流センター 福祉プラザ

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	3・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	3・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	3・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	3・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	3・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	3・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	3・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	3・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	3・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	3・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	3・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	3・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・2・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・2・1
総合評価 (所感)	ボラントピア業務と指定管理業務いずれも大きな問題等なく業務を遂行することができたと考える。令和5年度から高齢者入浴サービスが廃止になり、全体の利用者数は減少しているように見受けられるが、今まで新型コロナウイルス感染症によって制限されていたものが緩和されたことによる利用者の意識変化等で施設利用者数自体は増加傾向にある。今後もプラザ利用促進の周知活動に努めたい。	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。